

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

— 2023年 如月号 —



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に
打ち込める社会を目指します

T101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail k@iemura.jp URL <https://srwakariyasuku.com/>

協会けんぽの申請新様式の詳細

前号のニュースでもお伝えしたとおり、1月から、協会けんぽの各種申請・届出書の届出様式が変更となっています。新様式の変更点のうち、実務への影響が大きいものとして、傷病手当金をはじめ各種支給申請書の様式から「受取代理人」の欄が削除されたことがあげられます。

新様式では、振込先指定口座は**申請者本人の口座を指定すること**とされており、口座名義欄と受取代理人欄が削除されています。なお、弊所が協会けんぽに削除の趣旨を問い合わせたところ、**受取代理ができなくなるということではなく**、個人間（夫婦間等）で傷病手当金が申請者本人に渡されないというトラブルが見受けられたため、様式が変更されたという経緯のようです。

従って、会社等で受取代理の必要がある場合には、協会けんぽの担当部署で個別に受取代理の相談に応じ、受取代理用の別紙を送付する扱いになっているとのこと。

また、傷病手当金や出産手当金支給申請書の新様式では、**事業主証明書欄の記入方法が簡素化**されました。

勤務状況欄には**出勤日のみ「○」で表示**することとされ、有給休暇や公休日の記載が不要となりました。賃金の支給状況についても、**出勤していない日に対して報酬等を支給した分のみの記載**となりました。

旧様式とは記載方法が大きく変わっていますので、留意が必要です。

厚生労働省のモデル就業規則 令和4年11月版

厚生労働省のホームページに掲載されているモデル就業規則が**昨年11月に改訂**されました。主な改訂事項は、**勤務間インターバル制度**（第22条）・**出生時育児休業**（第28条）・**不妊治療休暇**（第29条）の追加です。

勤務間インターバル制度とは、終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息时间（インターバル時

間）を設けることで、従業員の生活時間や睡眠時間を確保しようとするものです。

なお、**勤務間インターバル制度と不妊治療休暇は**、現在の労働関係法令上、**必ず定めなければならない内容ではない**ため、制度を導入するか否かは各企業の判断に委ねられています。

出産育児一時金 4月から50万円に増額

健康保険の被保険者とその被扶養者が出産した際に支給される**出産育児一時金**が、現在の42万円から、**50万円に引き上げ**られます。8万円の引き上げは、制度が創設された平成6年以来最大となります。

オンライン事業所年金情報サービス

日本年金機構が1月から事業主向けの「**オンライン事業所年金情報サービス**」を開始しました。毎月の**社会保険料の額や増減内訳書等の情報をe-Govのマイページで受け取る**サービスで、G Biz IDを用いた利用申込が必要です。

サービス利用のメリットとして、①紙の納入告知書よりも早く毎月の社会保険料額を確認できる②一度申込すれば定期的に情報が送られてくる③電子データなので、社内システムに取り込む等データ活用がしやすい、の3点が挙げられています。

弊所の体制について

弊所では新型コロナウイルス感染症対策として、**職員のシフトを見直し対応**しております。引き続き、ご相談やお問合せはメールまたは家村携帯 **09035225025** までお願いします。Zoom や Webex 等にも対応しております。

